水素イオン濃度（ｐＨ）	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性
六・〇未満三・〇以上のもの	弱酸性
三・〇未満のもの	酸性

（四）　用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

（五）　正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちのキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

（六）　使用量の目安の表示に際しては、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

（七）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ　子供の手が届くところに置かない旨。

ロ　野菜及び果物を五分間以上漬けたままにしない旨（野菜及び果物の洗浄に適するものに限る。）。

ハ　流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適する合成洗剤に限る。）。

ニ　流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適さない合成洗剤に限る。）。

ホ　用途外に使用しない旨。

ヘ　万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

（八）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（九）　表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

（十）　別記「塩素ガス発生試験（酸性タイプ）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ｐｐｍ以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ　「まぜるな　危険」

ロ　「酸性タイプ」

ハ　塩素系の製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（十一）　特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ　「まぜるな　危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな　危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

ロ　「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

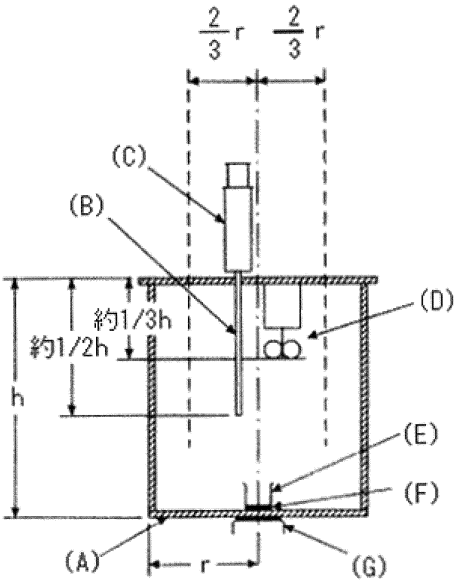
ハ　塩素系の製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け「塩素系」及び「危険」の文字を用いて表示すること。「塩素系」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすることとし、「塩素系」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

別記

塩素ガス発生試験（酸性タイプ）

（一）　装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようにする。



図中（A）～（G）の内容については以下のとおり。

（A）　合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする。）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

（B）　塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ｐｐｍ程度の範囲を測定できるもの。

（C）　ガス採取器（百ミリリットル）

（D）　槽内攪拌（かくはん）用軸流ファン

羽根（数四～五枚、直径五～七センチメートル、片面面積二百二十～三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百～千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十ヘルツで約二千五百ｒｐｍ、六十ヘルツで約三千ｒｐｍ

（E）　十ミリリットルビーカー